

#### 第1条(適用範囲)

～クラブ会員会則(以下「本会則」といいます。)は「TANREN」(以下「本クラブ」といいます。)の会員、本クラブに入会する方および本クラブの施設を利用する方に適用します。

#### 第2条(目的)

本クラブは、スポーツを通じ会員の心身の健康の維持・増進を図る場を提供することを目的とします。

#### 第3条(本クラブの性質)

本クラブは、接客スタッフ・トレーナー等を置かない無人のフィットネスクラブです。本クラブを利用する者は、各自が器具に備えられた説明書を理解し、トレーニングを行います。

#### 第4条(運営および管理)

本クラブは、「株式会社えがお」が運営、管理を行います(以下「運営会社」といいます。)

#### 第5条(会員制度)

1. 本クラブは会員制とし、会員に対し、セキュリティカードを会員証として発行します。
2. (入会する際の会員契約の利用範囲に応じて諸施設を利用することができます。)

#### 第6条(入会資格)

本クラブの入会資格は、次の項目全てを満たすこととします。

1. 本会則に同意した方。
2. 反社会的勢力(暴力団等。)の関係者でない方。
3. 刺青等をしていない方。
4. 満20歳未満の場合は入会時に親権者の同意が必要となります。
5. 本クラブの諸施設の利用に堪え得る健康状態であることを運営会社に申告いただいた方。
6. 医師等から運動、入浴等を禁止されていない方。
7. 伝染病その他他人に伝染または感染するおそれのある疾病に罹患していない方。
8. 妊娠していない方。
9. 過去に運営会社より除名の通告を受けていない方。

#### 第7条(入会手続)

1. 入会を希望する者は、本会則に同意したうえ、入会手続を行い、運営会社の承認を得た上、規定の入会登録料・会費を納入して会員の資格を得た場合、本クラブの会員となります。なお、医師の作成した書面の提出を求められることがあります。
2. 未成年者が会員になろうとする時は、本人とその親権者が連署して申し込むものとします。この場合、親権者は、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
3. 本クラブの性質上、会員は、あらかじめトレーナー等が付かないため、自己責任の下でトレーニング等を行います。

#### 第8条(会員証)

1. 会員が本クラブの施設を利用する際には、本人認証を行なうためのセキュリティカードが必要となり、運営会社は会員に対してセキュリティカードを発行しこれを会員証として貸与します。
2. 会員はセキュリティカードを必ず携帯し入退場するものとし、携帯していない場合は施設内に立ち入ることができません。また、セキュリティカードは諸手続きの際に提示いただけます。

3. 会員はセキュリティカードを紛失、盗難にあった場合や破損や読み取り不良等で利用できなくなった場合は、速やかにその旨を運営会社にお申し出ください。その際、会員本人が所定の再発行料を支払った上で再発行手続きをお取りいただきます。
4. セキュリティカードの所有権は運営会社に帰属し、他人に貸与、譲渡することはできません。また、セキュリティカードは会員本人のみが利用できるものとし、第三者に貸与または譲渡することができません。
5. 会員は、会員資格を喪失したときは、すみやかにセキュリティカードを返還しなければなりません。

#### 第9条(会費等)

1. 入会登録料・諸会費・諸料金等の金額・支払時期・支払方法は、運営会社がこれを定めます。
2. 会員は、諸費用納入期日までに運営会社が指定する方法および手段により、それぞれの諸費用を払い込むものとします。
3. 一旦支払われた諸費用は、法令の定めまたは運営会社が正当な理由があると認める場合を除き、返還しません。
4. 運営会社は、本クラブの運営上必要と判断した場合または経済情勢の変動に応じて、入会登録料・諸会費・諸料金等の金額を変更することができます。

#### 第10条(退会)

1. 会員が本クラブを退会する場合は、退会届を1ヶ月前迄に、所定の手続きを完了しなければなりません。
2. 未払いの会費等がある場合は、それを完納しなければなりません。
3. 退会月の費用は、退会日が月の途中であってもこれを全額支払うものとしします。

#### 第11条(会員除名)

会員が下記の各項に該当するときは、運営会社は該当会員を除名することができ、会員はその資格を失います。

1. 本クラブの会則、その他諸規則に違反した場合。
2. 本クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱した場合。
3. 会費その他の債務を滞納し、会社からの催告に応じない場合。
4. 運営会社が本クラブ会員としてふさわしくないと判断した場合。

#### 第12条(施設の利用制限・禁止、解約)

1. 本クラブは、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員に対して本クラブの施設の利用を制限または禁止し、あるいは直ちに契約を解約することができます。ただし、会員は本クラブから本クラブの施設の利用を制限または禁止された場合であっても、第7条第1項に定める諸費用を支払います。

- (1) 第4条に定める入会資格を充足しないことが判明したとき。
- (2) 本クラブの会則、その他諸規則に違反した場合。
- (3) 支払方法の設定が確認できないとき。
- (4) 諸費用の支払いを連続して二ヶ月怠ったとき。
- (5) 破産または民事再生の申出があったとき。または任意整理の申出があったとき。
- (6) 第5条の手続による利用開始日以降、一度も利用がない期間が1年以上継続した場合。
- (7) 筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。
- (8) 集団感染するおそれのある疾病を有することが判明したとき。
- (9) 医師から運動、入浴等を禁じられていることが判明したとき。

(10) 妊娠していることが判明したとき。

(11) 法令に違反したとき。

(12) その他、運営会社が会員としてふさわしくないと認めたとき。

2. 前項に基づき運営会社が本会則に基づき契約を解約したことによって会員に損害が生じた場合であっても、運営会社はその損害を賠償する責めを負わないものとします。

#### 第13条(会員資格喪失)

会員は下記の各項に該当したときに会員資格を喪失します。

1. 会員が退会したとき。ただし、事前に会社に所定の届出を行うものとします。
2. 会員が除名されたとき。
3. 運営会社が第10条により、会員契約を解約したとき。
4. 会員が死亡したとき。
5. 会員が法人の場合、その法人が解散したとき。
6. 経営上重大な理由により運営会社が本クラブを閉鎖したとき。

#### 第14条(休会)

会員が本クラブを休会する場合は、休会届を前月10日迄に会員証を添付し提出のうえ、所定の手続きを行わなければならない。休会費は1ヶ月につき1000円(税別)とします。休会期限終了後は自動的に会費の請求が開始となります。また、会費の滞納がある場合は完納いただきます。

#### 第15条(変更事項の届出)

1. 会員は、住所、連絡先及びその他入会申込み事項に変更があった場合には、速やかに会社に届出るものとします。
2. 会員への通知は、会員から届出のあった最新の住所宛に行います。

#### (第16条(見学者))

運営会社は、会員が同伴または所定の手続きにより会社が承認した会員以外の方(以下見学者という)に本クラブの諸施設を使用させることができます。尚、この場合、見学者は身分証明の提示と別に定めた施設利用料金を支払うものとします。

#### 第17条(損害賠償)

1. 本クラブの利用に際して生じた盗難・紛失については、運営会社に故意又は重大な過失があった場合を除き、運営会社は責任を負いません。
2. 会員が本クラブの施設利用に際して、会員の責に帰すべき事由により自己又は他の会員が受けた損害については、責めに帰すべき事由のある会員自身が責任を負うものとし、運営会社は一切損害賠償の責を負いません。見学者に責めに帰すべき事由のある場合でも、当該見学者に同伴した会員が、当該見学者と連帯して賠償の責を負うものとします。
3. 会員が本クラブの施設利用に際して、会員の責に帰すべき事由により運営会社または第三者に損害を与えた場合、会員は速やかにその賠償の責に任ずるものとします。法人会員利用者の場合は当該法人が一切の責を負うものとします。見学者についても同様とし、当該見学者に同伴した会員が、当該見学者と連帯して賠償の責を負うものとします。

4. 本クラブの利用に際して発生した怪我・病気・事故等については、トレーニング器具の修繕懈怠等、運営会社に故意又は重大な過失があった場合を除き、運営会社は責任を負いません。なお、運営会社に故意又は重大な過失があるかの判断は、本クラブの性質にかんがみ行うものとし、トレーニング器具等の使い方の指導がなされていないこと等は運営会社の過失には含まれません。

#### 第18条(遺失物・忘れ物・放置物)

忘れ物・放置物については、原則として1ヶ月間保管した後に処分させていただきます。

#### 第19条(その他諸規則の改定)

運営会社は、必要と認めた場合、本会則・細則・利用規定・その他本クラブの運営・管理に関する事項の改定を行うことができます。尚、改定を実施するときは、運営会社は1ヶ月前迄に施設内への掲示及び当社ウェブサイトにて告知することとし、改定後は、全会員に適用されるものとします。

#### 第20条(休業)

本クラブは、会社が別途定める定期の休業日を設けるほか、施設整備、その他やむえない事由が発生した場合、臨時休業することがあります。臨時休業する場合は、事前にその旨を施設内に掲示します。

#### 第21条(閉鎖および解散)

運営会社は、必要と認めた場合、本クラブを閉鎖および解散する事が出来ます。尚、この場合、閉鎖や解散がなされた月の翌月以降の諸会費・諸料金は返還致します(数ヶ月単位で入会された場合は、既に頂いている諸会費・諸料金から、閉鎖や解散が適用された月までの料金を差し引いた残金を返還致します)。

1. 施設の改造または修理のとき。
2. 天災、地変、その他の不可抗力により開業が不可能となるとき。
3. 経営上重大な理由が有るとき。

第22条(管轄の合意) 本会則および施設内諸規則に起因または関連する紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。